

IASB 及び FASB による金融資産の分類変更に関する検討状況

IASB は、IFRS 第 9 号の限定的な修正の検討を引き続き行っている。本ペーパーでは、2012 年 5 月の IASB と FASB の合同会議で審議された「金融資産の分類変更」に関する両審議会の検討状況についてご紹介する。

1. 検討事項

IASB：IFRS 第 9 号の既存の要求事項¹を、第 3 の測定カテゴリー（eligible debt instruments の FV-OCI カテゴリー）に適用するかどうか。

FASB：金融資産の分類変更を禁止するという暫定的なモデルを再検討するかどうか。

2. 背景

(1) IASB

(i) IFRS 第 9 号の検討段階

当初、分類及び測定に関する公開草案（2009 年 7 月公表）において、金融資産の測定カテゴリー間における分類変更を禁止することを提案していた。

ほとんどすべてのコメント提出者が提案に反対した。

- ✓ 禁止すれば、報告される情報が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を反映しない。
- ✓ 事業モデルの変更は稀であるが、分類変更により、有用で目的適合性があり比較可能な情報を利用者に提供する。

(ii) IFRS 第 9 号の要求事項

金融資産を管理する事業モデルが変更される場合にのみ、分類変更を要求することを IFRS 第 9 号で規定した。

- 分類変更の「容認」は、企業間及び企業内の商品間における比較可能性の低下や、純損益の管理に繋がる懸念があったため、「要求」とした。
- 概念的な理由に欠けることから、1 方向のみの分類変更は却下した。
- 事業モデルを反映し、特定の会計上の目的を達成すべく分類変更を行う誘因を防ぐため、遡及適用ではなく将来に向かって行うこととした。
- 透明性を提供するための確固とした開示（定性、定量ともに）を要求した。

(2) FASB

(i) 更新書案²及びその後の検討状況

- 利益操作の可能性に対する懸念から、当初認識時に決定された分類の事後の変更を禁止した。

¹ 本ペーパーの別紙に、関連する IFRS 第 9 号の規定を抜粋している。

² FASB は、2010 年 5 月に会計基準更新書案「金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」を公表している。

更新書案に対するコメント提出者の反応は、大まかに利用者(提案に賛成)と利用者以外(同反対)で異なったが、分類変更を認める場合は、透明性の向上と開示の充実が必要という見解は同様であった。

再審議の後、FASB スタッフが実施したアウトリーチ(作成者及び監査人)によると、大部分の関係者が分類変更は必要であると考えていた。

3. スタッフの提案

(1) 提案の内容

IASB: IFRS 第9号の分類変更に関する現在の要求事項をFV-OCI カテゴリーに拡大する。

IFRS 第7号の開示要求はすべての分類変更に適用される。

FASB: 稀ではあるが、事業モデルが変更される場合にのみ、金融資産を将来に向かって分類変更する要求事項を、暫定的な分類及び測定モデルに含める。分類変更を要求する事業モデルの変更は、(i)企業の上級経営者が外的又は内的な変化の結果として判断しなければならず、(ii)企業の営業にとって重要で、(iii)外部当事者に対して実証できるものでなければならない。分類変更は、将来に向かってのものであり、事業モデル変更後の最初の報告期間の初日から効力を生じる。

(2) 提案の根拠

スタッフは、関係者から受領したフィードバックに同意し、次のように分析した。

- 分類変更の禁止は、管理される事業モデルと整合せずに分類される金融資産を生じさせ、キャッシュ・フローに関する有用な情報を提供しない。
- 以前や現在の事業モデルに関係なく、事業モデルの変更がある場合にのみ、分類変更を要求すべきである。
- 金融資産が管理される事業モデルと一致して常に分類及び測定されるように、分類変更は将来に向かって行われるべきである。
- 確固とした開示を伴い分類変更を要求すれば、容認による比較可能性の減少と利益操作の可能性の懸念を生じず、企業間及び企業内の商品間の両方の比較可能性と整合性を高めることになる。
- 利用者に提供する情報の有用性は、分類変更の要求によりモデルの複雑性が増す懸念に優る。

4. 両審議会の暫定的な決定

IASB: IASB は、IFRS 第9号の分類変更に関する既存の要求事項を、FV-OCI カテゴリーにも拡張することを暫定的に決定した。IASB の14名のメンバーが賛成した。

FASB: FASB は、事業モデルを変更した場合に、かつ、その場合にのみ、将来に向かって金融資産の分類変更を要求することを暫定的に決定した(そのような変更は極めて稀なはずである)。分類変更を要求する事業モデルの変更は、(i)企業の上級経営者が外的又は内的な変化の結果として判断しなければならず、(ii)企業の営業

にとって重要で、(iii)外部当事者に対して実証できるものでなければならない。
FASB は、今後の会議で、金融資産の分類変更を将来に向かって会計処理する時点
を、事業モデルを変更した期の翌期首とするのか期末日とするのかを議論する予
定である。FASB の 7 名のメンバーが賛成した。

共通：両審議会は、今後の会議で、分類変更の会計処理方法をさらに検討する予定であ
る。

5. 7月10日の金融商品専門委員会において示された主な見解

- 分類変更日を翌期首としているのは、乱用防止の観点からと理解しているが、企業の意思決定の期と会計上のアウトプットの期がずれることに違和感を覚える。期末を分類変更日とする方が、企業の実態とアウトプットが一致するという観点からはメリットがあると考えられる。
- 期末を分類変更日とする場合、例えば当期中の変動がすべて新区分により反映されることになるのかどうか、処理方法が不明確である。

これに対して、事務局からは、乱用防止の観点からは、期中のいずれで事業モデルの変更が行われても、その会計処理は期末に分類が変更されたものとして行われることになると考えられるが、今後の審議状況を確認していきたいとの回答がなされた。

- 事業モデルの変更日が、事業モデルの変更を経営層が判断する時なのか、新システムの稼働等により実際に事業モデルが変更された時なのか、不明確である。

これに対して、事務局からは、IFRS 第 9 号のガイダンス上はあまり明確ではないものの、実際に事象が発生してから会計処理に反映する方が適切ではないかと考えられること、分類変更日を事業モデルの変更日ではなく、翌期首や期末に設定する背景には、いずれの日を事業モデルの変更日にするかという判断の難しさや乱用防止の観点があると考えられること、さらに、今後の審議状況を確認していきたいとの回答がなされた。

- 事業モデルの変更は極めて稀にしか起こらないとされているが、測定区分が 3 区分となれば、償却原価と FVOCI、FVOCI と FVPL の各区分間の変更は比較的発生しやすくなると考えられる。さらに、事業モデルは個々の金融商品ではなく、ポートフォリオ等より高いレベルで判断するとされていることから、分類変更は比較的発生しやすくなると考えられる。

以上

（別紙）

【金融資産の分類変更に関する IFRS 第 9 号の規定】

4.4 分類変更

4.4.1 企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつ、その場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を4.1.1項から4.1.4項に従って分類変更しなければならない。

5.6 金融資産の分類変更

5.6.1 4.4.1項に従って金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。企業は、それまでに認識した利得、損失又は利息を修正再表示してはならない。

5.6.2 4.4.1項に従って、金融資産を公正価値で測定するように分類変更した場合には、その公正価値は分類変更日現在で算定される。従前の帳簿価額と公正価値との差額から生じる利得又は損失は、純損益に認識される。

5.6.3 4.4.1項に従って、金融資産を償却原価で測定するように分類変更した場合には、分類変更日の公正価値が新たな帳簿価額となる。

金融資産の分類変更（セクション4.4）

B4.4.1 4.4.1項は、金融資産を管理する企業の事業モデルの目的が変更される場合には、金融資産の分類変更を行うことを企業に求めている。こうした変化は極めて稀にしか起こらないと予想される。こうした変更は、企業の上級経営者が外的又は内的な変化の結果として判断しなければならず、企業の営業にとって重要で、外部当事者に対して実証できるものでなければならない。事業モデルの変更の例として、次のものが挙げられる。

- (a) ある企業が、短期で売却する目的で保有する商業貸付のポートフォリオを有している。当該企業は、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で商業貸付を保有する事業モデルに基づいて商業貸付を管理する企業を取得する。商業貸付のポートフォリオは、もはや売却目的ではなく、ポートフォリオは取得した商業貸付と一体となって管理されるようになり、そのすべてが契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- (b) ある金融サービス企業が、個人向け不動産担保ローン事業から撤退することを決める。当該事業では新規の事業をもはや引き受けず、この金融サービス企業は、不動産担保ローンのポートフォリオを売却すべく積極的に活動している。

B4.4.2 企業の事業モデルの目的の変更は、分類変更日より前に実行されなければならない。例えば、金融サービス企業が2月15日にその個人向け不動産担保ローン事業から撤退すると決定し、その結果、4月1日（すなわち、企業の次の報告期間の初日）に影響を受ける金融資産のすべてを分類変更しなければならないとした場合、企業は、2月15日より後に、新規の個人向け不動産担保ローン事業を引き受けたり、従前の事業モデルと整合する事業活動に従事してはならない。

B4.4.3 次の事項は、事業モデルの変更に該当しない。

- (a) 特定の金融資産に係る意図の変更（たとえ市況に重要な変化がみられる状況でも）
- (b) 金融資産に関する特定の市場の一時的な消失
- (c) 異なる事業モデルを有する企業内の部門間での金融資産の移転